

プロジェクト **税効果会計**項目 **市場関係者に対する意見聴取（アウトリーチ）の概要****本資料の目的**

1. 本資料は、税効果会計の開示に関する事項について、次の市場関係者に対する意見聴取（アウトリーチ）を実施し、その概要を報告するものである。
 - (1) 財務諸表利用者に対するアウトリーチ
 - (2) 財務諸表作成者に対するアウトリーチ
 - (3) 監査人に対するアウトリーチ

財務諸表利用者に対するアウトリーチの概要

2. 財務諸表利用者（約 10 名）に対し、2017 年 1 月 23 日にアウトリーチを実施した。
3. アウトリーチにおいて、次の意見が聞かれた。

評価性引当額の内訳に関する情報の開示

- (1) 税効果に関する開示では、繰延税金資産の内訳項目別の増減表が最も有用な情報になると考えている。ただし、当該増減表の作成は過度な負担がかかるとして追加することができないとしても、事務局が提案している評価性引当額の主な増減内容の説明は、当該増減表を代替できるため有用な情報になり得る。
- (2) 実効税率と税負担率が乖離している場合や業績予想における税負担率が実効税率と乖離し続けている場合、提案されている評価性引当額の主な増減理由を注記情報から入手した上で、経営者との対話等から入手した分類などの情報も合わせることで、税金費用を詳細に分析することが可能になると考えるため、事務局の提案に賛成する。

税務上の繰越欠損金に関する情報の開示**（税務上の繰越欠損金に関する情報の開示は有用であるとの意見）**

- (3) 現行の開示では、多額の税務上の繰越欠損金を有している企業が、将来年度のどの時期から税金を支払うかを予測することが困難である。提案されている税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の情報や、特定の連結会社における重要な税務上の繰越欠損金に関する定性的な情報は、将来キャッシュ・フローを予測する上で有用であると考えられる。
- (4) スチュワードシップ・コードが導入されたことにより、多くのバイサイドのアナリストはディスカウント・キャッシュ・フローによる予測にシフトすることが想

定され、そうした流れの中で、中長期的なキャッシュ・フロー経営の観点から、税効果に関する分析は、税負担率だけでなく資本に与える影響も重要と考えている。そのため、企業がどのような判断で繰延税金資産を計上しているのかについて理解するために、計上根拠の説明に関する情報は重要度が高いと考える。

- (5) 事務局が提案している特定の連結会社における重要な税務上の繰越欠損金に関する定性的な情報の注書きは、繰延税金資産の内訳項目別の増減表を追加できないとしても、当該増減表を代替できるものとして有用な情報になり得る。仮に当該注書きにより税務上の繰越欠損金が生じた所在地国の情報が開示される場合、例えば、米国において税率が変動したときに重要な影響が生じるかどうかを分析できるため、有用な情報になると考える。
- (6) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の情報を開示することによって、繰延税金資産の資産性を分析できると考える。また、当該情報は、連結グループ全体で利益を計上している場合であっても、個社で過去に多額の税務上の繰越欠損金が生じていた場合、当該繰越欠損金は課税所得と相殺されたのか又は相殺される予定なのか、相殺されずに期限切れとなるのかに関する分析に役立つため、最も有用な提案項目であると考えます。

なお、この情報は同業他社の情報と比較できるため、企業にとっても重要な情報になり得ると考える。

- (7) 特定の連結会社における重要な税務上の繰越欠損金に関する内容について、米国では、会計基準により要求されていなくても投資家にとって重要な情報が開示されている事例が見受けられ、我が国でも開示にあたって多大な困難さを伴うものではないと考える。なお、フェア・ディスクロージャー・ルールは株式市場において重要になってきているため、IFRS で要求されていない情報であっても、財務諸表の分析に必要な情報については開示を拡充することが望まれる。

(税務上の繰越欠損金の期限別の情報よりも回収時期別の情報の方が有用とする意見)

- (8) 損益予想の観点からは、税務上の繰越欠損金の期限別の情報よりも、計上している繰延税金資産が将来年度のどの時期に回収されるかを示す回収期限別の情報の方がより有用であると考えます。

単体における税効果会計に関する開示

- (9) 単体の情報は、税金費用が納税主体ごとに算定されるため及び分配可能額に影響するため、従前と変わらず投資判断として重要な情報になると考える。

上記の理由に加えて、金融商品取引法に基づく開示制度において単体開示が簡

素化された時に税効果会計の開示は省略されなかったことを踏まえれば、その時点と現在において税効果会計を取り巻く状況に大きな変化は見られず、開示の取扱いを変える理由はないと考える。

- (10)単体の情報は、連結で開示する場合に作成することとなるので、単体開示を簡素化しても大きなコストの削減には繋がらないと考える。
- (11)日本企業の場合は、親会社が債務超過である場合などに税金費用に大きな影響を及ぼすので、単体開示は欠かすことができないと考える。なお、親会社の情報を開示した上で、重要な子会社について追加的な説明が開示されると単体開示はより有用な情報になると考える。
- (12)金融商品取引法に基づく開示制度において単体開示が簡素化された理由の1つとして、連結上のセグメント情報の開示を充実させることにより業務負荷の軽減とバランスを図ったことが挙げられていたと記憶している。そのため、単体開示の簡素化とセグメント情報の充実は、併せて検討する必要があると考える。

その他の意見

(合理的な説明に関連する開示)

- (13)企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回収可能性適用指針」という。)では、分類4の場合、企業が合理的な根拠をもって説明するときは分類2又は分類3に該当するものとして取り扱うことが認められている。このため、そのように取り扱うことが認められた理由が開示されない場合、投資家は、税務上の繰越欠損金が生じているにもかかわらず繰延税金資産が多額に計上されている理由がわからなくなる点を懸念する。

(将来の課税所得の見込みに関する情報の開示)

- (14)「将来の課税所得見込み」に関する情報については、非財務情報における開示であることを理由に開示を追加しない提案としているが、繰延税金資産の金額を算定する過程において、監査人はこの情報の信頼性を確認しているため、開示を追加しない理由とはならないと考える。仮に、非財務情報であることを理由に開示されない場合、見積りの要素のある注記項目はすべて開示されないことにならないか危惧する。

財務諸表作成者に対するアウトリーチの概要

- 4. 財務諸表作成者(約25名)に対し、2017年1月23日にアウトリーチを実施した。
- 5. アウトリーチにおいて、次の意見が聞かれた。

開示に関する検討の進め方

(財務諸表利用者の開示のニーズに関する分析が不足しているとの意見)

- (1) 回収可能性適用指針の公開草案に対するコメントのとおり、作成者は、現行の開示で十分であると認識しており、開示項目を追加する場合には相応の理由が必要であると考え。なお、現状の事務局の分析では、現行の開示を追加する理由に説得力がないと考える。
- (2) 財務諸表利用者が企業価値を予測するにあたって、年度別の税金費用を正確に予測する必要があるのかについて疑問がある。また、翌年度の税金費用は業績予想の開示情報から入手可能であり、将来の税負担率は現行の税率差異に関する開示情報に基づき予測できるため、作成者のコストと財務諸表利用者のベネフィットの観点から事務局が提案する追加開示候補については疑問がある。
- (3) 有用と考えられない項目については追加開示を求めないという方向性に賛成するが、事務局が提案する3項目の候補についても追加は不要と考える。
- (4) 昨今は、一般的に、ショートターミズムが問題視される中で、財務諸表利用者が6か月から1年後の目標株価を予想するために開示を充実させるという対応は、投資家の行動や投資対象となる企業行動の目指すべき方向性とは異なるため、違和感がある。
- (5) クレジットアナリストは、経営トップ層へのインタビュー等を通じた情報収集を行った上で格付を行っていると理解している。そのため、クレジットアナリストの要望に対応して税効果会計の開示を拡充する意義があるのか疑問である。

(開示の拡充を図る場合、国際的な開示水準をベースに検討すべきとの意見)

- (6) 国際的な会計基準の開示を超えた開示を求めないことを基本原則とすべきである。
- (7) 繰延税金資産の認識は国際的な水準に近づいてきている中で、金額的に増加する可能性がある繰延税金資産の回収可能性について財務諸表利用者の疑念が生じないように、説得力がある開示を行うことが必要となるケースもあると考える。

ただし、国際的な会計基準との整合性を図る際、財務諸表利用者に役立つ情報かどうかを判断するにあたっては、先行している国際的な事例が有用かどうかを検討する必要があると考える。

評価性引当額の内訳に関する情報の開示

- (8) 税効果会計の適用において、税率の変更や税務上の繰越欠損金の繰越期限切れが生じない限り、通常は税金費用に影響を与えないと考えられるため、評価性引当額について一時差異と税務上の繰越欠損金の内訳を詳細に開示する有用性は乏し

いと考える。

- (9) 評価性引当額に関する情報について、その内訳項目が開示されたとしても税負担額への影響の分析に資する情報になると考えることは困難であるため、追加的に開示する根拠が不十分であると考ええる。

税務上の繰越欠損金に関する情報の開示

- (10) 企業の経営者は、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産に対する評価性引当額の繰越期限別の情報を利用していないケースも多いため、利用者において有用であるとは考えづらく、当該情報の開示には強く反対する。

税法の改正に関する情報の開示

- (11) 決算日後の税法の改正に関する情報は、IAS 第 10 号「後発事象」における開示として求められているように、財務諸表に与える影響が相当程度大きいものに限定されることを踏まえると、重要性に関する検討が必要であると考ええる。
- (12) 税制改正の内容は一般的に周知されている情報であり、企業が開示する必要性はないと考える。また、その影響額は将来情報であり、概算でしか把握できないため、開示する有用性について疑問がある。

単体における税効果会計に関する開示

(単体における開示の簡素化を行うべきとの意見)

- (13) 企業活動の現状を踏まえると、税効果会計基準の導入時に比べて単体の開示の意義が薄れていることについては関係者の合意が得られているところであり、開示制度の見直しが必要であると考ええる。必要に応じて関係省庁に伝達することを要望する。
- (14) 連結の開示項目を増やす場合、作成者の実務負担に鑑み、単体における簡素化についても一定の配慮が必要であると考ええる。

(単体に関する開示の必要性について分析を行うべきとの意見)

- (15) 現行の開示制度を前提とするのではなく、財務諸表利用者が単体における開示情報をどの程度利用しているのかについて整理を行う必要があると考ええる。
- (16) 国際的な会計基準では単体の開示は求められていない状況に鑑みると、我が国において単体の開示を必要とする理由について改めて明確にする必要があると考ええる。

その他の意見

(合理的な説明に関連する開示について)

- (17) 回収可能性適用指針における分類は、繰延税金資産について回収可能な額を計上

するという税効果会計基準の原則に係る判断のガイダンスを示したものである。開示に関しては会計基準において定められる性質のものであることを踏まえ、適用指針で定められる分類の開示を求めることは同意できないため、事務局の提案に賛成する。

(セグメント等に細分化した開示)

(18)セグメント情報の開示については、マネジメントアプローチに従って企業が自ら判断して開示項目を決めるものであり、事業戦略に関わるものは非財務情報で補足すべき事項であると考ええる。

監査人に対するアウトリーチの概要

6. 監査人（約15名）に対し、2017年1月24日にアウトリーチを実施した。

7. アウトリーチにおいて、次の意見が聞かれた。

評価性引当額の内訳に関する情報の開示

(1) 仮に評価性引当額の重要な増減に関する内容が開示される場合、従来から開示されている繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳の注記と組み合わせることにより、分類の情報や合理的な説明に関連する情報を推測することが可能になると考えられる。

税務上の繰越欠損金に関する情報の開示

(2) 税務上の繰越欠損金について、税額を控除できる額を繰越期限別に開示する情報は有用性があると考えられるが、評価性引当額を繰越期限別に開示する情報は有用性があるのか疑問がある。

税法の改正に関する情報の開示

(3) 財務諸表に重要な影響がある税法の改正のみ開示を求める場合には、実務上の負荷は限定的と考えられるが、海外子会社から網羅的に情報収集や影響額を算出する場合には実務上の負荷が大きいと考えられる。

単体における税効果会計に関する開示

(4) 連結の開示項目を追加する場合、単体の開示項目の簡素化について検討することはありませんか。

(5) 連結上の開示項目のうち単体において一部の項目のみ省略することは、開示情報の有用性の観点からその合理性を説明することは難しいと考える。このため、連結と同様の情報を単体においてもすべて開示するか、連結における全ての情報を単体では開示しないという二者択一の整理になると考える。

- (6) 繰延税金資産は会社法上の分配可能額を構成するため、単体において税効果会計に関する注記を開示する意義はあると考える。
- (7) 連結納税制度を適用している場合、単体の税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額を開示しても、連結納税親会社のみが税務上の繰越欠損金を利用できるものではないため、単体の開示に関しては利用者にとって有用とはいえないケースもあり得ると考えられる。

その他の意見

(セグメント等に細分化した開示)

- (8) 国内と海外の税金費用の発生状況は異なることが多いため、米国の SEC 規則のように、国内と海外に区分した税引前当期純利益及び税金費用の開示を行うことは有用であると考ええる。

(企業の分類に関する開示)

- (9) 企業の分類は繰延税金資産の回収可能性の判断過程の一部に過ぎないため、当該情報の開示を求めない事務局提案に賛成する。

(見積りの変更に関する開示)

- (10) IFRS では、繰延税金資産の認識の根拠を開示することが求められており (IAS 第 12 号 82 項)、企業が当該認識の根拠に係る見積りを変更した場合、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて開示が求められることから、日本基準においても繰延税金資産の認識の根拠について追加的に開示することによって、見積りの変更に関する開示を求めているかどうか。

以上